

## 和光市総合振興計画審議会第6回会議（安心部会） 会議要旨

開催日：平成24年12月17日（月） 午後3時00分～5時00分

開催場所：和光市役所5階502会議室

出席者：荒木保敏部会長

1号委員（市教育委員会の委員）森田圭子

3号委員（市内公共的団体の役員）佐々木元子、野宗玲子

4号委員（知識経験を有する者）宍戸博、花輪宗命会長

（山田委員は評価表提出により参加）

次第：1 開会

2 議事

(1) 重点プラン対象外の施策の外部評価

- ・ 施策35 子育て家庭への経済的支援
- ・ 施策39 チャレンジドが安心できる生涯福祉の推進
- ・ 施策41 低所得者の生活の安定と自立への支援

(2) その他

3 次回の会議日について

4 閉会

### 1 開会

#### 事務局

ただいまから「和光市総合振興計画審議会第6回会議」を開会します。

なお、本日の会議は、市民参加条例に基づき、公開とし、傍聴を設けています。

### 2 議事

#### (1) 重点プランに該当する施策の外部評価

##### 施策35 子育て家庭への経済的支援

#### ア 質疑応答

##### 佐々木委員

「母子家庭自立支援給付件数」について、10件という数値の意味は、どういうことでしょうか。

#### 事務局

こども福祉課の持っている予算から、算出して10件ということです。

#### 荒木部会長

母子家庭自立支援給付というのは、どういう支援でしょうか。

#### 事務局

母子家庭において、自立するために資格などを取得する際に係る学費等の費用を給付するものです。

#### 佐々木委員

実際の応募は、この枠の10件以上あるのでしょうか。

#### 事務局

この枠内に収まっているとのことです。

#### **荒木部会長**

父子家庭も適用するのでしょうか。確認できますでしょうか。

#### **穴戸委員**

事務事業評価表の事業の概要欄の対象に「ひとり親家庭等の父、母又は養育者及び児童」と記載されていますので、父子家庭も適用ではないでしょうか。

#### **事務局**

所管課に確認しましたところ、母子家庭自立支援給付については、母子家庭のみの適用となるとのことでした。事務事業評価表の対象については、この「ひとり親家庭」という事業の対象として記載しており、この事業については、児童扶養手当及び医療費の助成を中心とした事業で、これらについては、父子家庭も対象となっています。しかし、母子家庭自立支援給付については、より経済的に厳しい状況にある女性の方の自立のための支援給付となっておりますので、母子家庭のみとなっています。

#### **森田委員**

事務事業評価表に記載の対象者は「父、母」とあるのは、児童扶養手当を中心とした事業だということであれば、父子家庭を対象とした支援について把握するための指標が必要なのではないでしょうか。

#### **佐々木委員**

評価表 4「これまでの取組に関する施策全体の総合評価」のサービス水準に関するコメント欄に「近隣市で比較すると一番低い水準である。」とありますが、これは税等の完納要件のことを意図しているのでしょうか。

#### **事務局**

ここで意図しているのは、中学生の助成について、和光市は入院のみの助成であります。近隣市の中には、入院のみではなく通院の助成をする市があるということからではないでしょうか。

#### **佐々木委員**

未申請者がいるというのは、申請の手続が難しいということなのでしょうか。

#### **事務局**

そのようなことはないと思います。

#### **荒木部会長**

担当者からすれば、日々行っている業務ですので難しいことはないでしょうが、慣れない市民には難しいということも考えられます。

### **イ 各委員評価の紹介・意見交換**

#### **(ア) 評価の紹介**

##### **荒木部会長**

それでは、各委員より、評価結果を発表していただきたいと思います。

##### **森田委員**

「指標の達成度の妥当性」は1点、「取組内容の評価の妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は1点、「今後の施策の方向性の妥当性」は3点で、合計7点です。

を1点としましたのは、達成度について、医療費受給資格登録者の実数に対し

て評価した方がいいと思います。また、母子家庭自立支援給付件数について、なぜ6件しか成立していないのか、理由が述べられていないからです。実績が6件というのは少ないと思います。 については、今後更に重要な施策になっていくかと思いますが、方向性は妥当だと判断しました。

その他の意見ですが、母子家庭自立支援給付の名称ですが、父子家庭には適用できないのかと疑問に感じました。父子家庭への支援についても指標として加えなければ、母子家庭対象のみの達成度しか評価されないこととなります。また、父子家庭に対する支援も必要だと考えます。

#### **佐々木委員**

「指標の達成度の妥当性」は3点、「取組内容の評価の妥当性」は3点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は3点で、合計11点です。

#### **野宗委員**

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は3点で、合計9点です。

についてですが、目標をやや下回っているという認識は妥当だと考えました。未申請については、税金を完納していないからなのか、なぜ申請しないのか、実態を把握してほしいと思います。 についてですが、税金の完納していない場合について想定されることですが、医療を必要としている子どもがきちんと医療を受けられるのかと疑問に感じます。医療を必要としている子ども全てに給付される施策にしてほしいと考えます。 についてですが、ひとり親家庭への支援を拡充していく必要があると考えます。 については、妥当だと考えました。

#### **花輪委員**

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は3点で、合計9点です。

については、2つの指標の達成度を総合的に見て、判断しました。 については、国の制度がめまぐるしく変っている中で、十全な妥当性を保持するのは難しいと思います。 については、中学生以上の医療費のサービス水準が近隣市と比較すると低いとのことですが、福祉の施策はやっただけいいわけで、しかし、様々な難しい制約の中でやっていることを考えると、よくやっていると考えられると思います。 については、課題を的確に捉えているため、今後に期待するという意味で3点としました。

#### **宍戸委員**

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は1点、「今後の施策の方向性の妥当性」は2点で、合計7点です。

を1点としましたのは、近隣市で一番低い水準というコメントをしている一方で、サービス水準の評価が「B(普通)」となっており、整合性がないと感じたためです。ただし、支援施策としての助成の拡大は図られてきており、施策の必要性も

理解でき、適切に実施されていると判断します。

#### **荒木部会長**

「指標の達成度の妥当性」は3点、「取組内容の評価の妥当性」は3点、「総合評価の妥当性」は3点、「今後の施策の方向性の妥当性」は2点で、合計11点です。

については、達成度から順調と判断できます。については、申請も増えて周知ができていると思います。については、朝霞地区4市の中でサービス水準が低い状態であり、中学生の医療費助成については課題があると判断しました。

#### **事務局**

山田委員の評価は、「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は2点で、合計8点です。

についてのコメントは、「子ども手当の申請及び相談の効果的な方法を検討してほしい。」です。についてのコメントは、「ひとり親家庭への自立促進の支援を進める必要がある。」です。についてのコメントは、「子ども医療制度を更に充実してほしい。」です。についてのコメントは、「少子化対策にもつながる子育て家庭への更なる支援をしてほしい。」です。

そうしますと、各委員の合計点数は、62点で、評価結果は「妥当ではない部分はあるが、どちらかというところ適正な評価が行われている。」となります。

### **(イ) 意見交換**

#### **荒木部会長**

では、最後に、評価結果を資料4の「外部評価結果報告(安心部会)」にまとめます。

1の「施策名」は施策35子育て家庭への経済的支援です。2の「評価点数(合計)」は、62点で、評価結果は「妥当ではない部分はあるが、どちらかというところ適正な評価が行われている。」となりました。

最後に「4部会の意見」です。部会として、この施策について、点数評価以外で何か市に提言すべきことがあればまとめていきたいと思います。

#### **花輪委員**

施策指標2点を設定されているのは、それを設定した背景があるのではないのでしょうか。そうであれば、指標を新たに追加することはできるのでしょうか。

また、施策指標としては、施策の中の大きな柱を指標とするべきだと思います。児童扶養手当及び医療費の助成が大きな柱ということですので、その中で、事業費の規模の小さい母子家庭自立支援給付金支給を、施策指標としたところに疑問を感じます。この小さい指標を持って、施策評価をすることに無理があるのではないかと感じます。

#### **森田委員**

施策指標の見直しは可能でしょうか。

#### **事務局**

総合振興計画基本構想に定めた指標を活用しており、これは5年で見直しすることになっていますので、その際に見直しを行います。つまり、現時点では変えるこ

とはできません。より良い指標だと判断して指標を設定しているわけで、しかし、毎年度実施する行政評価の実施の際に施策指標を「補足指標」として追加することができるようにしています。

**荒木部会長**

森田委員から、母子家庭自立支援給付件数について、なぜ6件しか成立していないのか、理由が述べられていないということの意見がありました。いかがでしょうか。

**森田委員**

母子家庭自立支援給付件数の達成度の理由については資料から読み解くことができました。私がその他意見としてお話ししたのは、子ども医療費受給資格登録率が85%という数値は低いと感じますので、税等を完納している人のうち、どれだけの方が子ども医療費受給資格の登録をされているのか実数が知りたいと思いました。実数が見られれば、どれだけ推進できているか、より実態を把握できると思います。

**荒木部会長**

それでは、部会の意見としては、施策指標の設定について、父子家庭の支援に関する意見がありましたので、この旨を提言していきたいと思います。

**ウ 評価結果のまとめ**

**荒木部会長**

評価点数は62点で、43～63点の間でしたので、評価結果は「妥当ではない部分はあるが、どちらかというところ適正な評価が行われている」となります。また、点数評価以外の部会の意見として、「父子家庭への支援も講じる。また、施策指標に父子家庭を対象とした指標を加えていく必要がある。」とします。

**施策39 チャレンジができる障害福祉の推進**

**ア 質疑応答**

**野宗委員**

施策指標「障害福祉に関する『満足』『まあ満足』と答えた人の割合」と言うのは、何かのアンケートや調査でしょうか。

**事務局**

市民意識調査の結果を施策指標として設定しています。

**荒木部会長**

実績値が「 」というのは把握していないということでしょうか。

**事務局**

市民意識調査は原則、各年で実施しているため、平成23年度は実施しておりませんので、把握していないということです。なお、今年度市民意識調査を実施し、集計しているところです。

**花輪委員**

市民意識調査というのは、ランダムに調査するのでしょうか。必ずしも福祉に関心のある方が調査の回答をするということではないということでしょうか。

**事務局**

はい。調査対象者は無作為抽出によって決めていますので、福祉に関心がある方に

限った調査ではありません。

## イ 各委員評価の紹介・意見交換

### (ア) 評価の紹介

#### 荒木部会長

それでは、各委員より、評価結果を発表していただきたいと思います。

#### 宍戸委員

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は3点、「今後の施策の方向性の妥当性」は2点で、合計9点です。

については、相談支援、社会参加促進、生活支援、保健・医療支援など幅広い取組がされており、またそれらの活動成果も上がっていると判断しました。

その他意見としては、評価表の3「施策の取組内容の達成度」欄に記載の「災害時要援護者支援対策業務」について、事務事業評価表によると、地震等の災害時に自力で避難することができない障害者や高齢者等の所在を把握することができたということですので、今後は、災害時に実際に援護できるように、訓練などの取組を実施するべきだと考えます。

#### 荒木部会長

実際訓練などの取組はありますか。

#### 事務局

現在はありません。今後、個別の対策のための計画を策定していくため、その中で検討していきます。

#### 荒木部会長

平成24年度については、モデル地区で訓練を2回行っていきます。登録状況はいかがでしょう。おそらく徐々に上がってきていると思います。

#### 花輪委員

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は1点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は3点で、合計8点です。

を1点としましたのは、事務事業をやっただけという姿勢が感じられます。サービスが不足しているところに対して施策として積極的に取り組んでいる姿勢がないため、妥当性はないと判断しました。については、自立支援法等の法の動きに注視しながら、やるべきことはきちんとやってほしいと考えます。

#### 野宗委員

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は3点、「総合評価の妥当性」は3点、「今後の施策の方向性の妥当性」は2点で、合計10点です。

については、相談件数は上回っていますが、やはり意識調査について実施していないので、達成度が評価できないということで概ね妥当性ありと判断しました。各取組内容の成果と課題をしっかりと捉えられていて、評価の妥当性があると判断しました。については、サービス水準が「B(普通)」と評価している中で、サービスの方向性とコストの方向性が「(維持)」という点に対して、これでいいのか疑

問に感じました。

#### **佐々木委員**

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は3点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は3点で、合計10点です。

については、野宗委員と同様に、やはり調査を実施していないので、達成度が評価できない点から判断しました。

#### **森田委員**

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は3点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は1点で、合計8点です。

については、相談件数については、相談体制の構築には熱心に取組が行われていると評価でき、また、障害福祉に関する満足度については市民意識調査をやっていないので、評価外として考え、概ね妥当性ありと判断しました。については、体制づくり、人材づくりについて意識されていて、取組は幅広く行われていると考えました。については、計画の策定などに当事者も巻き込んでいると考え、概ね妥当と判断しました。については、サービス水準とコストの方向性が現状維持と考えられていますが、それで満足度が上がっていくのか疑問に感じました。

その他意見としては、障害者の「害」の字が、ひらがなの「がい」ではなく、漢字の「害」を使用していることが気になります。

#### **荒木部会長**

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は2点で、合計8点です。

については、相談件数は目標値が上回っていますが、満足度調査が実施されておらず比較ができません。については、相談体制が十分に整備されておらず、全対象者のサービス利用計画作成が困難となっているという課題があることから判断しました。については、自立支援協議会が活発になってきており、指定児童デイサービス事業所が設置され安心して通える施設運営が図られています。については、今後の障害者のニーズに添った障害福祉の充実を願います。

#### **事務局**

山田委員の評価は、「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は3点、「今後の施策の方向性の妥当性」は2点で、合計9点です。

についてのコメントは、「スポーツ・レクリエーションなどの活動を通して社会参加へつなげる。」とのことです。についてのコメントは、「特別支援学校生徒の放課後の施設生活などの支援を充実させてほしい。」とのことです。「チャレンジの地域での理解促進と社会参加のための環境を整備してほしい。」とのことです。

そうしますと、各委員の合計点数は、62点で、評価結果は「妥当ではない部分はあるが、どちらかというところ適正な評価が行われている。」となります。

### **(イ) 意見交換**

### 荒木部会長

では、最後に、評価結果を資料4の「外部評価結果報告(安心部会)」にまとめます。

1の「施策名」は施策39 チャレンジドが安心できる障害福祉の推進です。2の「評価点数(合計)」は、62点で、評価結果は「妥当ではない部分はあるが、どちらかというところ適正な評価が行われている。」となりました。

最後に「4部会の意見」です。部会として、この施策について、点数評価以外で何か市に提言すべきことがあればまとめていきたいと思えます。

### 花輪委員

外部評価というわけではないですが、やはり障害者の「害」の字が、ひらがなの「がい」ではなく、漢字の「害」を使用している点が気になります。サービスの受け手の方のことを考えると、柔軟に対応して欲しいと思えます。

### 荒木部会長

法律用語に則ったのだと思えますが、配慮して欲しいと思えます。また、部会の意見というわけではありませんが、市民意識調査については、毎年やるのかを明確にして欲しいと思えます。

### 荒木部会長

それでは、特に外部評価として意見はありませんでしたので、部会の意見はなしということにしたいと思えます。

## ウ 評価結果のまとめ

### 荒木部会長

評価点数は62点で、43~63点の間でしたので、評価結果は「妥当ではない部分はあるが、どちらかというところ適正な評価が行われている。」となります。

## 施策4-1 低所得者の生活の安定と自立への支援

### ア 質疑応答

#### 野宗委員

評価表の4「これまでの取組に関する施策全体の総合評価」の理由の欄に「目標世帯数を就労に結びつけることができた」と記載がありますが、この目標世帯数というのは何を示しているのでしょうか。どこかに記載があるのでしょうか。

#### 事務局

施策評価表に記載の「自立世帯数」とは異なるものになります。といいますのは、自立世帯とは生活保護を受けなくなった世帯のことですが、就労していても生活保護を受けている世帯もありますので、野宗委員のおっしゃる目標世帯数ではありません。ただし、事務事業評価では、評価表にあるように「就労支援対象者数」を指標としており、62人を目標としています。なお、これは、平成23年度に県とのタイアップ事業によって増加し、140人の実績となっています。

### 荒木部会長

この指標、数値なら分かりますね。

では、私からいくつか確認させてください。まず、これは法定受託事務ですが、生活保護費について、市の負担、市からの充当はあるのでしょうか。



## 事務局

生活保護費のうち、3 / 4 を国が、1 / 4 を市が負担しています。

## 荒木部会長

職員のうち、ケースワーカー、就労支援員の内訳はどうなっていますか。

## 事務局

事務事業評価表の「平成23年度職員数」に記載の10人のうち、ケースワーカー正規職員5人、経理・医療担当正規職員2人、査察指導員正規職員1人、面接相談員非常勤職員1人、就労支援員非常勤職員1人です。また、事務事業評価表に記載の平成24年度の職員数については、非常勤職員が1人増えておりますが、これは、就労支援員を増員させています。その理由としては、失業を理由とした受給が増えており、このことに対して対策していくためです。

## 荒木部会長

標準世帯の受給額はどのくらいでしょうか。

## 事務局

両親（45歳と43歳の両親）と子ども二人（15歳と10歳の子ども）の世帯を想定した場合は、生活保護費はおよそ20万円になります。なお、これは医療扶助及び住宅扶助を除いた額です。

## イ 各委員評価の紹介・意見交換

### （ア） 評価の紹介

#### 荒木部会長

それでは、各委員より、評価結果を発表していただきたいと思います。

#### 野宗委員

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は1点で、合計7点です。

については、自立支援世帯数だけではなく、相談件数など、どのような支援がどの程度されたのかを測る具体的な指標が必要だと思います。については、生活保護世帯見守り強化が平成23年度で終了ということですが、今後も増加する生活保護世帯には、見守りの必要性は増していくと思います。については、個々の世帯の実態に即した対応をするため、相談件数を指標として評価すべきだと思います。また、相談件数だけではなく、質の部分までも把握できるようにしてほしいと思います。については、サービス水準の現状が「B（普通）」と評価する一方で、方向性を現状維持としており、また、具体的な取組及び見通しが見えないと思いますので、1点としました。見守り支援員が終了し、支援体制がどう変わるのかも検証が必要です。

#### 佐々木委員

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は3点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は2点で、合計9点です。

については、今の景気の良くない時に、目標世帯数を就労に結びつけることができたことから、頑張っている進めていると評価しました。

### 森田委員

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は3点、「今後の施策の方向性の妥当性」は1点で、合計8点です。

については、就労に結びついた件数についても施策指標とする必要があると思います。を1点としましたのは、ケースワーカーによる見守り強化事業が廃止ということですが、ケースワーカーの専門性はどうかということと体制はどうだったのかということに疑問を感じます。県のチャレンジ支援事業のアスポートは継続するのでしょうか。市役所内にふるさとハローワークができるということで、もしかしたらアスポートを廃止していくのではないかと考えられます。それで、本当にケースワーカーが足りるのでしょうか。もう少し方向性を深めた方がいいと判断し、1点としました。

その他意見としては、生活保護という丁寧に行う必要のあるものについては、より専門性のある職員の配置についても今後の方向性として打ち出す必要があると考えます。

### 荒木部会長

ふるさとハローワークの設置はいつですか。

### 事務局

今年度に設置します。

### 森田委員

アスポートという事業は終わってしまうのでしょうか。

### 事務局

現在、把握しておりません。事前にご質問いただければ、所管課に確認ができますので、今後不明な点等につきましては、事前にご質問いただければと思います。

### 荒木委員

「指標の達成度の妥当性」は1点、「取組内容の評価の妥当性」は1点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は2点で、合計6点です。その他意見としては、総合評価に就労に向け強化推進し自立助長に努めるとありますので、自立に向けた就労支援の取組を明確化してほしいと思います。

を1点としましたのは、今年度の評価なのに、平成21年度の現状と同じとは情けなく、目標に向けた取組をしているとはとても思えません。また、事務事業評価では個別評価の1次も2次も全て「A」の評価になっていて、内部評価について理解ができませんでした。を1点としましたのは、自立支援に向けたケースワーカー及び見守り支援員による就労支援の取組の成果が目に見えないためです。については、目標世帯数を就労に結びつけることができたとありましたので、2点にしました。については、ふるさとハローワークとの連携を図り、自立に向けた支援をお願いしたいと思います。

### 宍戸委員

「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は2点で、合計8点です。

及び については、概ね妥当だと判断しました。 については、ふるさと八口  
ーワークとの連携以外にも具体的な施策など、施策の方向性を示して、就労支援を  
強化することに期待したいと思います。

その他意見としては、額としては規模の大きい事業ですので、より一層適切に対  
象者の実態把握に努めてほしいと考えます。

#### **花輪委員**

「指標の達成度の妥当性」は1点、「取組内容の評価の妥当性」は1点、  
「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当性」は2点で、合計  
6点です。

を1点としましたのは、自立世帯数の伸びが鈍いと判断しました。全国的に保  
護世帯が増えていて、市とは関係のない事情があることは理解できますが、自立世  
帯数を増やすことは重要です。 を1点としましたのは、就労指導の実績が不十分  
だと判断しました。 については、この施策の困難さを鑑みて、今後の努力に期待  
したいと思います。

#### **事務局**

山田委員の評価は、「指標の達成度の妥当性」は2点、「取組内容の評価の  
妥当性」は2点、「総合評価の妥当性」は2点、「今後の施策の方向性の妥当  
性」は2点で、合計8点です。

についてのコメントは、「生活保護の申請には慎重な対応をしてほしい。」です。

についてのコメントは、「見守り支援員が状況を把握して就労支援を進めてほし  
い。」です。 についてのコメントは、「支援制度を活用しながら、生活保護世帯の  
自立助成をしてほしい。」です。

各委員の合計点数は、52点で、評価結果は「 妥当ではない部分はあるが、どち  
らかという適正な評価が行われている。」となります。

### **(イ) 意見交換**

#### **荒木部会長**

では、最後に、評価結果を資料4の「外部評価結果報告(安心部会)」にまとめま  
す。

1の「施策名」は施策41低所得者の生活の安定と自立への支援です。2の「評価  
点数(合計)」は、52点で、評価結果は「 妥当ではない部分はあるが、どちらか  
という適正な評価が行われている。」となりました。

最後に「4部会の意見」です。部会として、この施策について、点数評価以外で  
何か市に提言すべきことがあればまとめていきたいと思えます。

#### **荒木部会長**

森田委員から専門性のある職員をとのご意見がありましたが、ケースワーカーの  
資格要件については、何かありますでしょうか。

#### **事務局**

福祉専門職としての採用はありません。

#### **荒木部会長**

自立支援をどうやっているのか、評価表からは見えないという意見もありました。

#### **森田委員**

和光市の場合、ケースワーカーは福祉専門職ではないとのことですが、今後の施策の方向性の中に、こういった体制で自立への支援を図るのか具体的に記載していただきたかったです。ふるさとハローワークとの連携といっても、具体的に何をするのかといったところを説明していただきたいと思いました。

#### **野宗委員**

支援体制がどうなるのか、また数だけではなく質の面をどう担保するのかというところを記載していただきたかったです。

#### **穴戸委員**

今後、保護世帯が増加していけば、事業費も危機的な状況になります。ハローワークとの連携のみではなく、自立支援のための具体的な取組を進めて、自立促進を図っていただきたいと思います。

#### **花輪委員**

事務事業評価表に業務委託先にアール・オー・エスデザインという会社が記載されていまして、専門のNPO等ならば信頼性もありますが、この会社がどういう会社か気になりました。

#### **事務局**

この企業は、人材派遣会社です。

#### **荒木部会長**

それでは、福祉専門職の採用や自立支援体制の充実、他部署との連携について、提言していきたいと思います。

### **ウ 評価結果のまとめ**

#### **荒木部会長**

評価点数は52点で、43～63点の間でしたので、評価結果は「妥当ではない部分はあるが、どちらかというに適正な評価が行われている。」となります。また、点数評価以外の部会の意見として、「福祉専門職員の採用の実施をするなど、自立に向けた就労支援の体制の充実を図っていただきたい。また、ふるさとハローワーク設置を契機に他部署との連携を進めてほしい。」とします。

## **(2) その他**

#### **荒木部会長**

今年度の評価方法等について、部会として、問題点等を整理したいと思います。今年度は、前半に、総合振興計画基本構想の重点プランの対象施策について外部評価を実施しました。続いて、後半に、重点プラン対象以外の施策について外部評価を実施しました。基本的な評価方法については、昨年度の審議会で検討した内容をもとに行ってききましたが、必要に応じて変更してきました。しかし、外部評価を実施するに当たり、様々な意見を委員の皆さんからいただいております。

次回の全体会では、現在の評価方法などについて、部会ではこのような意見があると報告したいと思いますので、皆さんの意見を聞かせていただきたいと思います。

では、これまでどのような意見があったか、概要の説明を事務局お願いします。

#### **事務局**

意見の多かったものの概要を説明します。

- ・ 全体の意見として、効果的な評価になるように、評価方法について再検討してほしい。
- ・ 安全部会で出た意見としては、各施策自体の進捗や実施方法等について提案・意見を言える仕組みにしてほしい。
- ・ 安心部会で出た意見としては、重点プラン対象外施策の評価について、ヒアリングを行わず、書面審査で行うのは、委員にとって非常に負担であり、難しい。

以上の意見がありました。

#### **荒木委員**

安心部会では、重点プラン対象以外の施策の評価方法について、具体的にはヒアリングをしない書面審査の見直しが一番の意見となっていました。やはり、この点を部会の意見とすることでよろしいでしょうか。他の意見はありませんでしょうか。

#### **安心部会一同**

承認。

#### **荒木委員**

それでは、重点プラン対象以外の施策についても、ヒアリングを実施する評価に見直してほしいということを部会の意見とします。

### **3 次回の会議日について**

事務局から、次回の会議の日程（1月28日（月））について、連絡した。

### **4 閉会**